

令和元年9月12日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教 育 政 策 課
2	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
3	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
4	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課 教 職 員 課
5	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課 教 職 員 課
6	令和元年度山口県教育委員会の点検・評価について	教 育 政 策 課
7	損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和元年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和元年(2019年)9月12日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
周南市立 遠石小学校	教頭	南 俊哉	33年	令和元年8月27日 死亡退職
下松市立 公集小学校	校長	玉川 良雄	37年	令和元年9月8日 退職

Table 1. Summary of the study design and data collection

Phase	Duration	Participants	Measurements	Data Collection
Baseline	1 week	100	Height, weight, blood pressure, heart rate, resting energy expenditure, body composition	Baseline data
Intervention	12 weeks	100	Height, weight, blood pressure, heart rate, resting energy expenditure, body composition	Intervention data
Follow-up	12 weeks	100	Height, weight, blood pressure, heart rate, resting energy expenditure, body composition	Follow-up data

議案第2号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和元年（2019年）9月12日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 5 9 5 号
令和元年(2019年)9月10日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について(回答)

令和元年9月5日付け平31財政第68号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

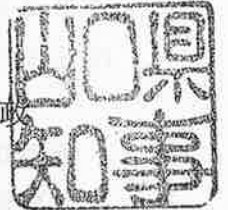
- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

平 3 1 財 政 第 6 8 号
令和元年(2019年)9月5日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 2 号参考資料

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられることに伴い、給与、費用弁償及び旅費等に関する必要な事項を県条例で定める。また、この条例の制定に伴い、関係する条例の一部について所要の改正を行う。

2 条例の概要

会計年度任用職員について、給与の種類、報酬及び給料の額、費用弁償及び旅費等を規定する。

(1) 給与の種類

区分	給与の種類
パートタイム 会計年度任用職員	報酬（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当の額に相当する額の報酬を含む）及び期末手当
フルタイム 会計年度任用職員	給料、地域手当、通勤手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当

(2) 報酬及び給料の額

次の表に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とし、職務の性質上、次の表の区分により難しい場合は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

区分	定型的な業務に従事する職員	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員
パートタイム 会計年度任用職員	月額 153,000 円 日額 7,290 円 時間額 940 円	月額 304,200 円 日額 14,490 円 時間額 1,870 円
フルタイム 会計年度任用職員	月額 153,000 円	月額 304,200 円

(3) 費用弁償

パートタイム会計年度任用職員について、常勤職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額を、公務のため旅行したときは、常勤職員に支給される旅費の額に相当する額を支給する。(フルタイム会計年度任用職員については、費用弁償ではなく、旅費として支給する。)

(4) 附則

ア 施行期日等

令和2年4月1日

なお、条例の施行の日の前日において非常勤職員として勤務し、施行日において同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用職員として採用される職員は、施行日から令和5年3月31日までの間、所要の経過措置を講ずるものとする。

イ 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

会計年度任用職員について、条例の適用を除くよう文言を改める。

ウ 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正

減給について、報酬で支給するパートタイム会計年度職員を適用するよう規定を追加する。

エ 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正

会計年度任用職員について条例の適用を除くよう文言を改める。

十五年法律第二百六十一号 第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

5 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員（）」の下に「法第二十二條の二第二項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

（職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正）

6 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員に対する減給については、前項の規定にかかわらず、一日以上六月以下の期間、会計年度任

用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第 号）第二条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一

号に規定する報酬の額の合計額（会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第 号）第二

号に規定するパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、同条例第二条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一号に規定する報酬の額

の合計額）の十分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

（非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

7 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十八年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二百三條の二第四項」を「第二百三條の二第五項」に改め、同項第十四号中「の職員」の下に「（地方公務員法（昭和二

となる報酬(第二条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。)の額及び期末手当の額の合計額が施行日の前日において受けていた報酬の月額に十二を乗じて得た額(以下「旧報酬額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)には、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十三・六九で除して得た額を報酬として支給する。

3 前項及びこの項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、その任期の満了後に同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用職員として引き続き採用される職員で、その者が当該引き続き採用される日(当該日が令和三年三月三十一日以前の日である場合にあっては、施行日)から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬(第二条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。)の額及び期末手当の額の合計額が旧報酬額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)には、当該採用に係る任期の末日又は令和三年三月三十一日のいずれか早い日までの間、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十四・六(施行日から令和三年三月三十一日までの間にあつては、十三・六九)で除して得た額を報酬として支給する。

4 前二項の規定による報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員に関する第七条の規定の適用については、同条中「及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額」とあるのは、「同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額並びに同条例附則第二項及び第三項の規定による報酬の額」とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

(端数計算)

第十四条 第四条第一項第一号に規定する報酬の額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第四条の規定により支給する報酬のうち勤務一時間につき支給するものの額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第三条第二項第二号に掲げる特別職の職員として勤務し、施行日において同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用職員として採用される職員で、その者が施行日から一年間勤務するとした場合に受けること

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難い場合におけるフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、同項の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の手当)

第十一条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、地域手当、通勤手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給する。

2 その任期が六箇月未満のフルタイム会計年度任用職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間二十分未満のフルタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第十二条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、常勤職員の例により減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)

第十三条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤職員の例により、旅費を支給する。

費用弁償を支給する。

3 第一項の費用弁償は、人事委員会規則で定める日に支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤職員の通勤手当の支給の例により、前項の費用弁償については常勤職員の旅費の支給の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第九条 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第七条 パートタイム会計年度任用職員(その任期が六箇月未満のパートタイム会計年度任用職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間二十分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。)には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第十六条の五第四項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする」とあるのは、「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第一条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額(以下「報酬額」という。)とする。ただし、日額報酬又は時間額報酬を受ける同条例第三条に規定するパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前六箇月以内の期間において受けた報酬額の一箇月当たりの平均額として人事委員会規則で定めるところにより算定される額とする」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第八条 パートタイム会計年度任用職員には、常勤職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額の費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤職員に支給される旅費(一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十二条において同じ。)の額に相当する額の

振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第二号に規定する報酬が支給される時間及び同項第三号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第二号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第五条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額報酬にあつては常勤職員の給料の支給の例により支給し、日額報酬及び時間額報酬にあつては業務終了ごとに随時に又は月の初日から末日までの間における勤務日数に応じて任命権者の定めるところにより支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、当該パートタイム会計年度任用職員の申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことが出来る。

3 前二項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第六条 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の

に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

五 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五を乗じて得た額の報酬

六 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 常勤職員に支給される宿日直手当の額に相当する額の報酬

七 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年山口県条例第一号）第三条各号に掲げる特殊勤務手当に係る業務等に従事したパートタイム会計年度任用職員 常勤職員が当該特殊勤務手当に係る業務等に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額に相当する額の報酬

報酬

2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とそ
の勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項第一号の規定の適用については、同
号中「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割

勤する地域等に係る職員給与条例第十条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額の報酬

二 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、常勤職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額（以下「勤務一時間当たりの報酬額」という。）

に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額の報酬

三 一週間についてあらかじめ割り振られた勤務時間（以下「割り振り変更前の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 割り振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間（前号に規定する報酬が支給される時間及び人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

四 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第九条に規定する祝日法による休日（毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員にあつては、同条に規定する祝日法による休日）が週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）若しくは同条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）又は休日等

第二条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	報酬の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円
	日額 七、二九〇円
	時間額 九四〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円
	日額 一四、四九〇円
	時間額 一、八七〇円

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難い場合におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、同項の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。

- 一 職員給与条例第十条の二第二項前段に規定する地域又は同項後段に規定する公署（以下この号において「地域等」という。）に在勤するパートタイム会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）前条に規定する報酬の額に当該パートタイム会計年度任用職員が在

議案第 号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項の規定に基づき、法第二十二
条の二第一項に規定する会計年度任用職員(会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第 号)
の適用を受ける職員を除く。)の給与、費用弁償及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第二条 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の受ける給与は、報酬及び期末手当
とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

○非常勤職員の報酬及び費用弁償
償条例

(昭和二十八年十二月二十二日
山口県条例第五十二号)

(趣旨及び適用範囲)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百三条の二第五項の規定に基づき、次に掲げる非常勤職員(以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

一 十三 (略)

五 十四 前各号に掲げる職員以外の職員(地方公務員法(昭和二十

年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)

(以下略)

○非常勤職員の報酬及び費用弁償
償条例

(昭和二十八年十二月二十二日
山口県条例第五十二号)

(趣旨及び適用範囲)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百三条の二第四項の規定に基づき、次に掲げる非常勤職員(以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

一 十三 (略)

十四 前各号に掲げる職員以外の職員

(以下略)

改正案

○職員懲戒の手續、効果等に
関する条例

(昭和二十六年九月十日
山口県条例第四十四号)

第一条〜第三条 (略)

(減給)

第四条 (略)

2 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対する減給に
ついては、前項の規定にかかわらず、一日以上六月以下の期間、
会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和
元年山口県条例第 号)第三條に規定する報酬の額及び同条
例第四條第一項第一号に規定する報酬の合計額(会計年度任
用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山
口県条例第 号)第二條に規定するパートタイム会計年度任
用学校職員にあつては、同条例第三條に規定する報酬の額及び同
条例第四條第一項第一号に規定する報酬の額の合計額)の十分の
一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(以下略)

現行

○職員懲戒の手續、効果等に
関する条例

(昭和二十六年九月十日
山口県条例第四十四号)

第一条〜第三条 (略)

(減給)

第四条 (略)

(新設)

(以下略)

○一般職の職員の給与に関する条例

(昭和二十六年二月二日
山口県条例第二号)

(この条例の目的及び効力)

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法
(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二
十四条第五項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和
二十七年法律第二百八十九号)附則第五項の規定に基づき、法第
三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二條の第二
一項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。
の給与に関する事項並びに法第五十七条に規定する単純な労務
に雇用される者(以下「単純な労務に雇用される者」という。)
の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(以下、略)

○一般職の職員の給与に関する条例

(昭和二十六年二月二日
山口県条例第二号)

(この条例の目的及び効力)

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法
(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二
十四条第五項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和
二十七年法律第二百八十九号)附則第五項の規定に基づき、法第
三条第二項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」とい
う。)の給与に関する事項並びに法第五十七条に規定する単純な
労務に雇用される者(以下「単純な労務に雇用される者」とい
う。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(以下、略)

議案第3号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和元年（2019年）9月12日

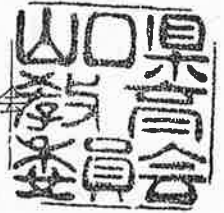
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 5 9 5 号
令和元年(2019年)9月10日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について(回答)

令和元年9月5日付け平31財政第68号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

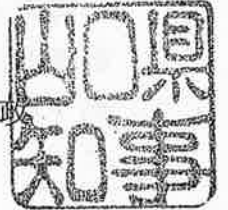
- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和元年(2019年)9月5日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられたことに伴い、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採用する会計年度任用職員（県立学校又は市町立学校に勤務する職員に限る。以下「会計年度任用学校職員」という。）の給与、費用弁償及び旅費等に関する必要な事項を県条例で定める。また、この条例の制定に伴い、関係する条例の一部について所要の改正を行う。

2 条例の概要

会計年度任用学校職員について、給与の種類、報酬及び給料の額、費用弁償及び旅費等を規定する。

(1) 給与の種類

区分	給与の種類
パートタイム 会計年度任用学校職員	報酬（地域手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当の額に相当する額の報酬を含む）及び期末手当
フルタイム 会計年度任用学校職員	給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

(2) 報酬及び給料の額

次の表に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とし、職務の性質上、次の表の区分により難しい場合は、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額とする。

区分	定型的な業務に従事する職員	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員
パートタイム 会計年度任用学校職員	月額 153,000 円 日額 7,290 円 時間額 940 円	月額 304,200 円 日額 14,490 円 時間額 1,870 円	日額 39,520 円 時間額 5,100 円
フルタイム 会計年度任用学校職員	月額 153,000 円	月額 304,200 円	

(3) 費用弁償

パートタイム会計年度任用学校職員について、常勤学校職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額を、公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費の額に相当する額を支給する。(フルタイム会計年度任用学校職員については、費用弁償ではなく、旅費として支給する。)

(4) 附則

ア 施行期日等

令和2年4月1日

なお、条例の施行の日の前日において非常勤職員として勤務し、施行日において同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用学校職員として採用される職員は、施行日から令和5年3月31日までの間、所要の経過措置を講ずるものとする。

イ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正

会計年度任用職員について、条例の適用を除くよう文言を改める。

の額及び期末手当の額の合計額が旧報酬額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、当該採用に係る任期の末日又は令和五年三月三十一日のいずれか早い日までの間、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十四・六（施行日から令和三年三月三十一日までの間にあっては、十三・六九）で除して得た額を報酬として支給する。

4 前二項の規定による報酬を支給されるパートタイム会計年度任用学校職員に関する第七条の規定の適用については、同条中「及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額」とあるのは、「同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額並びに同条例附則第二項及び第三項の規定による報酬の額」とする。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「者」の下に「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において法第二条第三項第三号に掲げる特別職の職員として勤務し、施行日において同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用学校職員として採用される職員で、その者が施行日から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬（第二条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。）の額及び期末手当の額の合計額が施行日の前日において受けていた報酬の月額に十二を乗じて得た額（以下「旧報酬額」という。）に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十三・六九で除して得た額を報酬として支給する。

3 前項及びこの項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用学校職員のうち、その任期の満了後に同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用学校職員として引き続き採用される職員で、その者が当該引き続き採用される日（当該日が令和三年三月三十一日以前の日である場合にあっては、施行日）から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬（第二条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。）

2 その任期が六箇月未満のフルタイム会計年度任用学校職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のフルタイム会計年度任用学校職員には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(フルタイム会計年度任用学校職員の給与の減額)

第十二条 フルタイム会計年度任用学校職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、常勤学校職員の例により減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用学校職員の旅費)

第十三条 フルタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員の例により、旅費を支給する。

(端数計算)

第十四条 第四条第一項第一号に規定する報酬の額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第四条の規定により支給する報酬のうち勤務一時間につき支給するものの額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上二円未満の端数を生じたときはこれを二円に切り上げるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲

内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

とする。

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難い場合におけるフルタイム会計年度任用学校職員の給料の額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用学校職員の給料の支給については、常勤学校職員の例による。
 (フルタイム会計年度任用学校職員の手当)

第十一条 フルタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員の例により、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給する。

第八条 パートタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額の費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十二条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3 第一項の費用弁償は、人事委員会規則で定める日に支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤学校職員員の通勤手当の支給の例により、前項の費用弁償については常勤学校職員の旅費の支給の例による。

（フルタイム会計年度任用学校職員の給与の種類）

第九条 会計年度任用学校職員で法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に該当する者（以下「フルタイム会計年度任用学校職員」という。）

の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

（フルタイム会計年度任用学校職員の給料）

3 前二項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の減額)

第六条 パートタイム会計年度任用学校職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用学校職員の期末手当)

第七条 パートタイム会計年度任用学校職員(その任期が六箇月未満のパートタイム会計年度任用学校職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間二十分未満のパートタイム会計年度任用学校職員を除く。)には、常勤学校職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、学校職員給与条例第十八条第四項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする」とあるのは、「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第二条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額(以下「報酬額」という。)とする。ただし、日額報酬又は時間額報酬を受ける同条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、基準日以前六箇月以内の期間において受けた報酬額の一箇月当たりの平均額として人事委員会規則で定めるところにより算定される額とする」とする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償)

とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第三号に規定する報酬が支給される時間及び同項第四号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第三号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。（パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の支給）

第五条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額報酬にあつては常勤学校職員の給料の支給の例により支給し、日額報酬及び時間額報酬にあつては業務終了ごとに随時に又は月の初日から末日までの間における勤務日数に応じて教育委員会の定めるところにより支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、当該パートタイム会計年度任用学校職員の申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

五 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第六条に規定する祝日法による休日（毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用学校職員以外のパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、同条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）若しくは同条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）又は休日等に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

六 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五を乗じて得た額の報酬

七 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）第三条各号に掲げる特殊勤務手当に係る業務等に従事したパートタイム会計年度任用学校職員 常勤学校職員が当該特殊勤務手当に係る業務等に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額に相当する額の報酬

2 パートタイム会計年度任用学校職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用学校職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。

一 学校職員給与条例第十二条の二第一項前段に規定する地域又は同項後段に規定する公署（以下この号において「地域等」という。）に在勤するパートタイム会計年度任用学校職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 前条に規定する報酬の額に当該パートタイム会計年度任用学校職員が在勤する地域等に係る学校職員給与条例第十二条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額の報酬

二 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 常勤学校職員に支給される宿日直手当の額に相当する額の報酬

三 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、常勤学校職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額（以下「勤務一時間当たりの報酬額」という。）に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額の報酬

四 一週間についてあらかじめ割り振られた勤務時間（以下「割振り変更前の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間（前号に規定する報酬が支給される時間及び人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第二条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校

職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤学校職員」という。）の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	報酬の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円 日額 七、二九〇円 時間額 九四〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円 日額 一四、四九〇円 時間額 一、八七〇円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日額 三九、五二〇円 時間額 五、一〇〇円

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難い場合におけるパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額とする。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採用する法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(県立学校又は市町立学校に勤務する職員に限る。以下「会計年度任用学校職員」という。)の給与、費用弁償及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の給与の種類)

第二条 会計年度任用学校職員で法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に該当する者(以下「パートタイム会計年度任用学校職員」という。)の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

改正案

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号

第一条 (略)

(定義)

第二条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者(法
第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び単
純な労務に雇用される者を除く。)をいう。

(以下、略)

現行

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年二月十三日)
山口県条例第六号

第一条 (略)

(定義)

第二条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者(単
純な労務に雇用される者を除く。)をいう。

(以下、略)

議案第4号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

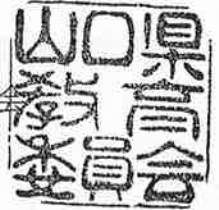
令和元年（2019年）9月12日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 5 9 5 号
令和元年(2019年)9月10日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について(回答)

令和元年9月5日付け平31財第68号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

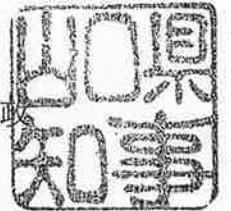
- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

平 3 1 財 政 第 6 8 号
令和元年(2019年)9月5日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第4号参考資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられること等に伴い、関係条例の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の任期は、一会計年度を超えないとされたことから、休職の期間について読み替え規定を追加し、併せて字句等について改正する。

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、職務の性質等を考慮し、人事委員会規則で定める規定を追加する。

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

会計年度任用職員のうちパートタイムの者については、退職手当の支給対象外となることから、条例の適用対象から除外する。

(4) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

臨時的任用職員等の特殊勤務手当について、常勤職員と同様に支給する必要があることから、所要の改正を行う。

(5) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

学校に勤務するすべての会計年度任用職員に対し、勤務時間等について、同一の規定が適用されるよう、所要の改正を行う。

(6) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 非常勤職員の育児休業の取得期間について、最長で子が1歳6か月に達する日から2歳に達する日に改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

イ 会計年度任用職員には勤勉手当が支給されないこと等を踏まえ、育児休業に伴う一部の給与上の措置について対象から除外する。

(7) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

会計年度任用職員のうちフルタイムの者については、人事行政の運営等の状況の公表の対象に追加されたことから、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

条第四号イ(2)及び第二条の三第二号の改正規定、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に一条を加える、改正規定並びに第三条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

第三条第七号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

第七条第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八条中「した職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「占める職員」の下に「及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第七条中職員の育児休業等に関する条例第二

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしていない場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第六条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「者」の下に「(法第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員を除く。)」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第七条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあっては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項の条例で定める場合)

第四条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を削り、第四十二条を第四十一条とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第四条、第五条、第五条の三、第六条、第七条の二、第十三条の二及び第十五条の規定は、企業職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員には適用しない。

3 第七条の三及び前条の規定は、企業職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員には適用しない。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第二十条 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

議案第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない」とあるのは、「法第二十二条の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

改正案

○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成十七年三月十八日
山口県条例第五号

第一条 (略)

(任命権者の報告)

第二条 法第五十八条の二第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について、毎年八月三十一日までに行うものとする。

- 一 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。

以下同じ。)の任免及び職員数に関する状況

(以下略)

現行

○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成十七年三月十八日
山口県条例第五号)

第一条 (略)

(任命権者の報告)

第二条 法第五十八条の二第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について、毎年八月三十一日までに行うものとする。

- 一 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任免及び職員数に関する状況

(以下略)

第四条～第六条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第七条 (略)

2 職員給与条例第十六条の八第一項(学校職員給与条例第二条の学校職員にあつては、学校職員給与条例第十八条の四第一項)に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(以下略)

第四条～第六条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第七条 (略)

2 職員給与条例第十六条の八第一項(学校職員給与条例第二条の学校職員にあつては、学校職員給与条例第十八条の四第一項)に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(以下略)

改正案

現行

(法第二条第一項の条例で定める場合)

(新設)

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときはとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)

第二条の五 (略)

(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 六 (略)

七 第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四に規定する場合に該当すること。

八 (略)

(法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)
第二条の四 (略)

(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 六 (略)

七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること。

八 (略)

改 正 案

現 行

(法第二条第一項の条例で定める日)
第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 (略)

(法第二条第一項の条例で定める日)
第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 (略)

改正案

○職員の育児休業等に関する条例

平成四年三月二十一日

山口県条例第一号

第一条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 三 (略)

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) (略)

(2) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) (略)

ロ・ハ (略)

第二条の二 (略)

現行

○職員の育児休業等に関する条例

例

(平成四年三月二十一日
山口県条例第一号)

第一条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 三 (略)

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) (略)

(2) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(第二条の三第三号

において「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) (略)

ロ・ハ (略)

第二条の二 (略)

○学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十一月二十四日
山口県条例第三十号)

第一条 (略)

(定義)

第二条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者(法
第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。
をいう。

- 一 県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、
養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、
事務職員、技術職員及びその他の職員

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十
五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「市町立学校職
員」という。)

2 (略)

(以下略)

○学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十一月二十四日
山口県条例第三十号)

第一条 (略)

(定義)

第二条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をい
う。

- 一 県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、
養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、
事務職員、技術職員及びその他の職員

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百十五
号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「市町立学校職
員」という。)

2 (略)

(以下略)

改正案

○一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号

第一条～第四十条 (略)

(削る)

第四十一条 (略)

現行

○一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

第一条～第四十条 (略)

(臨時的任用職員等の特殊勤務手当)

第四十一条 臨時的任用職員等の特殊勤務手当については、この条
例の規定にかかわらず、予算の範囲内で、別に任命権者が定め
る。

第四十二条 (略)

改正案

○職員の手当に関する条例

昭和二十九年二月十二日

山口県条例第五号

第一条 (略)

第二条 (略)

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(以下略)

現行

○職員の手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日)
山口県条例第五号

第一条 (略)

第二条 (略)

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(以下略)

改正案

○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

昭和二十八年三月二十五日

山口県条例第十一号

第一条～第十九条 (略)

(会計年度任用職員)の勤務時間、休日及び休暇

第二十条 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第二條から前條までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める。

第二十一条 (略)

現行

○職員(昭和二十八年三月二十五日)の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(山口県条例第十一号)

第一条～第十九条 (略)

(新設)

第二十条 (略)

○職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

昭和二十六年九月十日
山口県条例第四十五号

第一条〜第三条 (略)

(休職の効果)

第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、職員の休職の事由を定める条例(昭和三十三年六月山口県条例第十五号)各号の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の休職の期間中であつても、その休職の事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならぬ。

3 (略)

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない」とあるのは、「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(以下略)

○職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

(昭和二十六年九月十日)
山口県条例第四十五号

第一条〜第三条 (略)

(休職の効果)

第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、職員の休職の事由を定める条例(昭和三十三年六月山口県条例第十五号)各号の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の休職の期間中であつても、その休職の事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならぬ。

3 (略)

(新設)

(以下略)

議案第5号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関
する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

令和元年（2019年）9月12日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 5 9 5 号
令和元年(2019年)9月10日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について(回答)

令和元年9月5日付け平31財第68号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和元年(2019年)9月5日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第5号参考資料

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関 する条例

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたため、関係条例の整理を行う。

また、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部が改正されたため、併せて関係条例の整理を行う。

2 改正の概要

（1）一般職の職員の給与に関する条例

成年被後見人の欠格条項が削除されたことにより、期末手当、勤勉手当の支給対象職員について、所要の改定を行う。

（2）一般職に属する学校職員の給与に関する条例

一般職の職員の給与に関する条例と同様に、期末手当、勤勉手当の支給対象職員について、所要の改定を行う。

（3）職員の退職手当に関する条例

成年被後見人の欠格条項が削除されたことにより、退職手当の支給制限について、所要の改定を行う。また、一般地方独立行政法人について定義する条項が変更されたことにより、所要の改定を行う。

（4）一般職の職員等の旅費に関する条例

成年被後見人の欠格条項が削除されたことにより、旅費の支給制限について、所要の改定を行う。

3 施行期日

令和元年12月14日

ただし、2（3）後段の改正規定は、公布の日から施行する。

第十六条第二項第一号中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加え、同項第二号中「同法第十六条第一号に該当する場合を除く。」を削り、同条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条中職員の退職手当に関する条例第七条第五項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第十六条第二号、第五号」を「第十六条第一号、第四号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「以下本条において同じ」を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め、同条第六項中「

第四項及び前項」を「及び前二項」に改め、「者」の下に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第十五条中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十八条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十八条の四第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第二十一条の二第七項中「第五項又は前項」を「又は前二項」に、「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「第十八条第一項」を「同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は前二項の規定の」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の五第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十六条の六第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十六条の八第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第十九条第七項中「第五項又は前項」を「又は前二項」に、「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「第十六条の五第一項」を「同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は前二項の規定の」に改める。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額につき次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

一〇二二（略）

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

一〇二二（略）

（以下略）

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額につき次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

一〇二二（略）

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

一〇二二（略）

（以下略）

○一般職の職員等の旅費に関する条例

(昭和二十九年十一月二十六日)
山口県条例第六十号

第一条〜第二条 (略)

第三条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいづれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一〜三 (略)

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号、第四号若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

○一般職の職員等の旅費に関する条例

(昭和二十九年十一月二十六日)
山口県条例第六十号

第一条〜第二条 (略)

第三条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一〜三 (略)

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第二号、第五号若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

<p>改正案</p>	<p>2・3 (略) (以下略)</p>
<p>現行</p>	<p>2・3 (略) (以下略)</p>

続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

三〇七 (略)

六〇九 (略)

第七条の二〇第十一条 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又は

これに準ずる退職をした者

場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

三〇七 (略)

六〇九 (略)

第七条の二〇第十一条 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十

六条第一号に該当する場合を除く)又はこれに準ずる退職をした者

はその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き

う。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた

基礎となるべき在職期間がその者が在職した国若しくは地方公共団体の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 (略)

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくは

基礎となるべき在職期間がその者が在職した国若しくは地方公共団体の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 (略)

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」とい

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日
山口県条例第五号)

第一条〜第六条 (略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2〜4 (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日
山口県条例第五号)

第一条〜第六条 (略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2〜4 (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基

3～5 (略)

第十八条の五～第二十一条 (略)

(休職者の給与)

第二十一条の二 (略)

2～6 (略)

7 第二項、第三項、又は前二項に規定する学校職員がこれらの規定に規定する期間内で第十八条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の人事委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は前二項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める学校職員については、この限りでない。

(以下略)

3～5 (略)

第十八条の五～第二十一条 (略)

(休職者の給与)

第二十一条の二 (略)

2～6 (略)

7 第二項、第三項、第五項又は前項に規定する学校職員が当該各項に規定する期間内で第十八条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、第十八条第一項の人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める学校職員については、この限りでない。

(以下略)

(勤勉手当)

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する学校職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)についても、同様とする

2 (略)

一 前項の学校職員のうち再任用学校職員以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額

二 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する学校職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した学校職員(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

一 前項の学校職員のうち再任用学校職員以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額

二 (略)

5〜6(略)

第十八条の二 (略)

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した学校職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した学校職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十八条の三 (略)

5〜6(略)

第十八条の二 (略)

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した学校職員(法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した学校職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十八条の三 (略)

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号)

第一条〜第十七条の三 (略)

(期末手当)

第十八条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十八条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する学校職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第十八条の三第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員(第二十一条の二第六項の規定の適用を受ける学校職員及び人事委員会規則で定める学校職員を除く。)についても、同様とする

2〜3 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において学校職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号)

第一条〜第十七条の三 (略)

(期末手当)

第十八条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十八条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する学校職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第十八条の三第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した学校職員(第二十一条の二第六項の規定の適用を受ける学校職員及び人事委員会規則で定める学校職員を除く。)についても、同様とする。

2〜3 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において学校職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

改正案

第十六条の九、第十八条 (略)

(休職者の給与)

第十九条 (略)

2、6 (略)

7 第二項、第三項又は前二項に規定する職員がこれらの規定に規定する期間内で第十六条の五第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の人事委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は前二項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

(以下略)

現行

第十六条の九、第十八条 (略)

(休職者の給与)

第十九条 (略)

2、6 (略)

7 第二項、第三項、第五項又は前項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第十六条の五第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、第十六条の五第一項の人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

(以下略)

(勤勉手当)

第十六条の八 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特別管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額

二 (略)

3 5 (略)

(勤勉手当)

第十六条の八 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に~~応じて~~、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特別管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額

二 (略)

3 5 (略)

536 (略)

536 (略)

第十六条の六 (略)

第十六条の六 (略)

一 (略)

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日まで
の間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日まで
の間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員（法第十六条第一
号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に
対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二
号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支
給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支
給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除
く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁
錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差
し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者
を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事
事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処
分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その
者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処
せられたもの

第一六条の七 (略)

第一六条の七 (略)

○一般職の職員の給与に関する条例

(昭和二十六年二月二日
山口県条例第二号)

第一条 第一六条の四 (略)

(期末手当)

第一六条の五 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十六条の七までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第十六条の七第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第十九条第六項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 3 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

○一般職の職員の給与に関する条例

(昭和二十六年二月二日
山口県条例第二号)

第一条 第一六条の四 (略)

(期末手当)

第十六条の五 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十六条の七までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第十六条の七第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(第十九条第六項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 3 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

議案第6号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和元年（2019年）9月12日

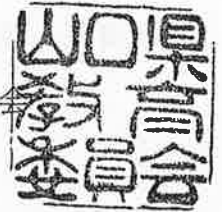
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 5 9 5 号
令和元年(2019年)9月10日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和元年9月5日付け平31財第68号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

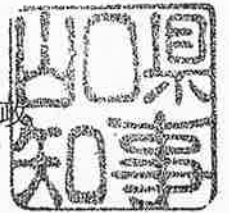
- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

平 3 1 財 政 第 6 8 号
令和元年(2019年)9月5日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和元年9月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 5 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 6 号参考資料

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について

1 事故の発生日時

令和元年 6 月 13 日（木） 午前 9 時 30 分頃

2 事故の発生場所

周南市大字鹿野下地内
山口県立徳山高等学校鹿野分校敷地内

3 損害賠償の相手方

周南市大字鹿野下 1070 番地の 3 河合 信之

4 事故の概要

周南市大字鹿野下山口県立徳山高等学校鹿野分校敷地内において、草刈り中に発生した山口県立徳山高等学校鹿野分校勤務の職員による公務上の事故

5 損害の程度

人身の損害 なし
物件の損害 車両損傷

6 過失割合

県側 100%、相手側 0%とする。

7 損害賠償の額

金 32,076 円
内訳
車両修理費 32,076 円

8 専決処分年月日

令和元年 9 月 5 日

令和元年度山口県教育委員会の点検・評価について

1 根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

- 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表する。
- 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。

2 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会の平成30年度活動状況
- (2) 教育委員会の平成30年度事務事業の実施状況

3 点検・評価1：教育委員会の活動状況

活動	主な内容	件数等
教育委員会 会議	○議案審議：教育行政の基本方針、教職員人事 議会提出議案に係る知事への意見 申出、規則の制定 等	12回 57件
	○協議・報告：主要事業等の実施方針・取組状況 の協議・報告 等	49件
	○意見交換：教育課題に関する意見交換	6テーマ
山口県総合 教育会議		2回
	○主な議事：平成30年度重点取組方針への対応 平成31年度における重点取組方針	—
県内視察	○学校等を訪問 授業参観、施設視察、教員等との意見交換等	8箇所
その他	○公安委員会との意見交換 ○会議等への出席、他県委員等との意見交換 ・全国都道府県教育委員会連合会総会 ・中国五県教育委員会委員全員協議会 ・県・市町教育委員会教育長・委員会議	—

評価結果

- 例月の会議では、議案の審議は昨年度よりも件数が減少したが、協議・報告は昨年度から増加した。山口県教育振興基本計画の策定や、山口県特別支援教育推進計画や山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）の策定に向けた協議を行うなど、教育行政の推進に取り組んだ。
- 新たな「山口県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定に向けて、また、それを踏まえた新年度の「重点取組方針」について、総合教育会議において知事と教育長及び教育委員が協議を行い、施策の充実や新たな取組が令和元年度の当初予算に盛り込まれることとなった。

4 点検・評価 2 : 事務事業の実施状況

山口県教育振興基本計画（2018年度～2020年度）の施策体系に基づき、29の施策及び7の緊急・重点プロジェクトのそれぞれについて点検・評価を行う。

(1) 点検・評価の方法

■施策の評価

各施策の主な取組（■マーク）ごとに、実績や関連指標の到達状況を踏まえ、①取組に係る進捗状況を5段階（☆～☆☆☆☆☆）で示し、星の数を平均したものと、②指標の達成状況を3段階（☆～☆☆☆）で示し、星の数を平均したものの合計値（①+②）により施策の進捗状況として3段階（順調・概ね順調、課題あり）で評価する。

◆緊急・重点プロジェクトの評価

各施策の主な取組（◆マーク）ごとに、実績や関連指標の到達状況を踏まえ、①取組に係る進捗状況を5段階（☆～☆☆☆☆☆）で示し、星の数を平均したものと、②指標の達成状況を3段階（☆～☆☆☆）で示し、星の数を平均したものの合計値（①+②）により施策の進捗状況として3段階（順調・概ね順調、課題あり）で評価する。

※取組に係る評価基準

評価基準	評点	判断の目安
☆☆☆☆☆：計画を上回り進捗	5	所期の目的を上回る成果等を得たとき
☆☆☆☆：ほぼ計画どおりで順調	4	所期の成果等を得たとき
☆☆☆：一部に課題はあるが概ね順調	3	課題はあるが概ね所期の成果等を得たとき
☆☆：全体的に遅れている	2	所期の成果等を得られなかったとき
☆：大幅に遅れがある	1	取組が行われていないとき

※指標に係る評価基準

評価基準	評点	判断の目安
☆☆☆：達成	3	基準値以上かつ目標値以上であるとき
☆☆：横ばい	2	基準値以上であるが目標値に達していないとき
☆：後退	1	基準値を下回っているとき

※施策・プロジェクト全体の評価基準

合計値	評価結果
5.7以上	順調
4.3以上5.7未満	一部に課題はあるが概ね順調
4.3未満	取組に課題あり

(2) 点検・評価の結果の反映

点検・評価の結果、取組状況に課題があるものや、関連指標の目標に未到達となっているものについては、取組内容の見直し、改善を行うなど、次年度の取組に反映する。

《点検・評価の例》

施策名		1 キャリア教育の推進			
取組	取組名	主な内容			評価
	■小・中・高連携によるキャリア教育の効果的な推進	○各校全体計画・年間指導計画の作成 ○キャリア教育推進会議開催(年2回) ○1/2 成人式、立志式の実施 ○キャリア・パスポートの活用 ○キャリア教育に関する資料活用			☆☆☆☆
	■職場見学・体験、インターンシップ等の体験活動の充実	○職場見学、職場体験の実施 ○インターンシップの充実(体験型・地域活性型) ○商工会議所との連携 ○「やまぐち教育応援団」の活用			☆☆☆☆
取組に係る評価平均(A)					4.0点
指標	指標名	基準値	H30実績	目標値	評価
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小 87.1% 中 74.3% (2018)	小 87.1% 中 74.3% (2018)	増加させる (2022)	☆☆
	地域と連携して「1/2 成人式」や「立志式」を行っている公立小・中学校の割合	-	小 68.4% 中 84.0% (2018)	小中 100.0% (2022)	☆☆
	高校在学中に、体験的なキャリア教育(インターンシップ、大学・企業訪問等)を行った生徒の割合	-	高 78.6% (2018)	高 100.0% (2022)	☆☆
	指標に係る評価平均(B)				
評価点(A+B)	6.0点	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 課題あり		
改善すべき項目 今後の展開方向	■取組は順調に進んでおり、引き続き小・中・高連携によるキャリア教育の効果的な推進、職場見学・体験、インターンシップ等の体験活動の充実に取り組んでいく。				

評価結果の一覧

1 施策の評価

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

No.	施策名	評価結果
1	キャリア教育の推進	順 調
2	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実	順 調
3	グローバルに活躍し、イノベーションを担う人材の育成	順 調
4	進路指導の充実	概ね順調
5	読書活動の推進	順 調
6	学校における人権教育の推進	順 調
7	いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への取組の充実	概ね順調
8	体力向上の推進	概ね順調
9	食育の推進	概ね順調
10	健康教育の推進	概ね順調
11	特別支援教育の推進	概ね順調
12	幼児期における取組の充実	順 調
13	少人数教育の推進	順 調

(2) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

14	地域連携教育の充実	順 調
15	家庭教育支援の充実	順 調
16	社会教育施設等を活用した教育の充実	概ね順調

(3) 生涯を通じた学びの充実

17	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	順 調
18	地域社会における人権教育の推進	概ね順調
19	地域とともにすすめる文化財の保存・活用	概ね順調
20	文化にふれあい親しむ環境づくりの推進	概ね順調
21	「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進	順 調

(4) 豊かな学びを支える教育環境の充実

22	教育施設・設備の整備、教育環境の向上	概ね順調
23	学校安全の推進	順 調
24	学校における働き方改革の推進	概ね順調
25	教職員の資質能力の向上	概ね順調
26	校種間連携・一貫教育の推進	順 調
27	多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくり	順 調
28	私学の振興	概ね順調
29	修学支援の充実	順 調

2 緊急・重点プロジェクトの評価

No	プロジェクト名	H30 評価	改善すべき項目 今後の展開方向
1	「地域教育力日本一」推進プロジェクト	順 調	○それぞれの総合支援学校のコミュニティ・スクールを活用した他校種のコミュニティ・スクールとの連携強化、連携による教育効果等の周知など、特別支援教育の理解促進を図る。
2	教育を通じた「ふるさと山口」創生プロジェクト	概ね順調	○ガイダンスの充実等により、県内の企業・大学等の魅力やよさについての理解を深める取組を推進する。 ○専門分野に関する知識・技術の深化と実践力の育成、将来の地域産業を支える人材の育成に向けた取組を推進する。 ○県教委主催の短期留学への参加者の増加及び検定試験の活用の促進に努める。
3	確かな学力育成プロジェクト	順 調	○引き続き、確かな学力の定着と向上に向けた取組やきめ細かな指導体制の充実に向けた取組を実施する。
4	豊かな心・健やかな体育成プロジェクト	概ね順調	○児童生徒の主体的活動や、開発的・予防的生徒指導を通じた心を育てる教育を推進する。 ○SC・SSW等の外部専門家や関係機関等との連携強化による相談・支援体制の一層の充実を図る。 ○児童生徒の朝食摂取率の増に向け、やまぐち型地域連携教育の仕組みを生かし、家庭を巻き込んだ取組を実施する。 ○オリパラ教育の充実による児童生徒の体力向上等に意欲的に取り組む態度を醸成する。
5	魅力ある学校づくりプロジェクト	概ね順調	○「通級による指導」に係る小・中学校、高等学校の教職員、生徒、保護者への理解促進に向けた専門研修の実施、生徒や保護者に対する趣旨や内容の周知を行う。
6	教職員人材育成プロジェクト	概ね順調	○平成30年3月に策定した「学校における働き方改革加速化プラン」に沿った様々な環境整備を進めるほか、県教委を中心に市町教委の取組や学校現場の状況等について情報共有を図りながら、県教委・市町教委・学校が一体となってプランに基づく取組を着実に推進し、時間外業務時間の一層の縮減を図る。
7	安心・安全な学校づくりプロジェクト	順 調	○引き続き、実践的・実効的な「安全教育」の推進や、市町立学校の耐震化に向けた働きかけ等を行っていく。

主な推進指標(H30点検・評価)

◆ 主な推進指標の進捗状況

施策 No	主な推進指標	基準値		H30実績値	2022年/年度 目標値	評価	備考
		数値	年/年度				
①	1 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小87.1% 中74.3%	2018	小87.1% 中74.3%	増加させる	★★	※現状値がH30の数値で設定されているため、今年度は★★で仮置き
	2 地域と連携して「1/2成人式」や「立志式」を行っている公立小・中学校の割合	—	—	小68.4% 中84.0%	小・中100%	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
	3 高校在学中に、体験的なキャリア教育（インターシップ、大学・企業訪問等）を行った生徒の割合	—	—	78.6%	高 100%	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
②	4 全国学力・学習状況調査正答率の全国平均との比較	<小学校> 国A72%(70.7%) 国B57%(54.7%) 算A64%(63.5%) 算B52%(51.5%) <中学校> 国A77%(76.1%) 国B61%(61.2%) 数A67%(66.1%) 数B46%(46.9%)	2018	<小学校> 国A72%(70.7%) 国B57%(54.7%) 算A64%(63.5%) 算B52%(51.5%) <中学校> 国A77%(76.1%) 国B61%(61.2%) 数A67%(66.1%) 数B46%(46.9%)	小・中学校全区分で全国平均を上回る	★★	※現状値がH30の数値で設定されているため、今年度は★★で仮置き
	5 勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小 66.7% 中 66.8%	2018	小 66.7% 中 66.8%	増加させる	★★	※現状値がH30の数値で設定されているため、今年度は★★で仮置き
	6 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合（公立小・中学校）	小 78.8% 中 80.8%	2018	小 78.8% 中 80.8%	増加させる	★★	※現状値がH30の数値で設定されているため、今年度は★★で仮置き
③	7 中学校卒業段階で英検3級以上相当、高等学校卒業段階で英検準2級以上相当を達成した中高校生の割合	中学校卒業段階： 37.9% 高等学校卒業段階： 37.6%	2017	中学校卒業段階 38.3% 高等学校卒業段階 38.3%	中学校卒業段階： 50% 高等学校卒業段階： 50%	★★	順調に推移
	8 ヤング・サイエンティスト拡大事業における小中学生対象の科学教室への参加者数	—	—	小中 13,807人	小中 24,000人	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
	9 やまぐちサイエンス・キャンプの参加高校生数	高 79人	2017	高 75人	高 100人	★	継続的な参加が特定の学校のみであるため
④	10 高校生等の就職決定率	99.1%	2016	98.8%	100%に近付ける	★	年ごとに数値の上下があり、若干低下したものの、高水準を保っている
	11 高校生等の県内就職割合	80.2%	2016	81.1%	85%以上	★★	順調に推移
	12 中学校・高校卒業者のうち進路決定者の割合	中99.2% 高98.2%	2016	中 99.1% 高 97.8%	増加させる	★	調査時点における就職未決定者が増加したため（高）
⑤	13 読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小73.7% 中75.2%	2017	—	増加させる	★★	H30は数値なし。今後は、国の調査に項目が無い場合は、県独自で調査を行う。
⑥	14 人権教育に関するサテライト研修等への県教委からの講師派遣回数	203回 (2013～2017累計)	—	52回 (2018年度)	250回 (2018～2022累計)	★★	順調に推移
⑦	15 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小87.8% 中85.3%	2018	小87.8% 中85.3%	増加させる	★★	※現状値がH30の数値で設定されているため、今年度は★★で仮置き
	16 いじめの解消率（公立小・中・高等学校、総合支援学校）	98.1%	2016	98.3%	100%に近付ける	★★	順調に推移
	17 1,000人当たりの不登校児童生徒数（公立小・中・高等学校）	小・中 11.4人 高 4.1人	2016	小・中 12.6人 高 4.3人	減少させる	★	不登校出現率は、近年、全国的に増加傾向であり、本県においても、同様の傾向が見られる。
	18 1,000人当たりの暴力行為発生件数（公立小・中・高等学校）	3.9件	2016	4.0件	減少させる	★	暴力行為発生件数は、中・高は減少、小学校で増加。感情のコントロールがうまくできずに暴力に及ぶケースや、一部の児童生徒が繰り返すケースが多い。
⑧	19 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）における、体力合計点の県平均点（公立小・中学校）	小5男子52.9点 小5女子54.3点 中2男子41.5点 中2女子49.4点	2017	小5男53.1点 小5女54.7点 中2男41.3点 中2女50.0点	増加させる	★★	順調に推移
⑨	20 朝食を毎日食べる児童生徒の割合（公立小・中学校）	小6:95.9% 中3:94.8%	2017	小6 94.7% 中3 93.3%	増加させる	★	全国的にも低下傾向にある。引き続き家庭を巻き込んだ取組が求められる。
⑩	21 肥満傾向児の出現率	小5男6.06% 小5女6.33%	2017	小5男 8.15% 小5女 9.74%	減少させる	★	健康診断結果を踏まえた個別指導を行うとともに、食育や生活指導等、総合的な取組が必要。
	22 12歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	64.7%	2017	64.6%	増加させる	★	現状値をわずかに下回った。幼少期から正しい歯みがき習慣を身に付けることができるよう学校歯科医、家庭等と連携した取組が必要。
⑪	23 総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	94.6%	2017	94.8%	100%に近付ける	★★	順調に推移
	24 公立幼・小・中・高校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒についての個別的教育支援計画の作成率	—	—	85.4%	100%	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き

種類	No	主な推進指標	基準値		H30実績値	2022年/年度 目標値	評価	備考
			数値	年/年度				
⑪	25	公立幼・小・中・高校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒についての個別の指導計画の作成率	-	-	78.4%	100%	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
	26	義務教育段階から高等学校段階に進学、就職する生徒について、個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎ率	-	-	70.3%	100%	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
⑫	27	スタートカリキュラムの改善に向けて、幼児教育施設との意見交換や合同の研究の機会などを設けている公立小学校の割合	-	-	82%	100%	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
⑬	-	<指標5の再掲>	-	-	-	-		
⑭	28	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合（公立小・中学校）	小49.5% 中39.3%	2018	小49.5% 中39.3%	小学校60.0% 中学校70.0%	★★	※現状値がH30の数値で設定されているため、今年度は★★で仮置き
	29	地域と小・中学校を通じた「学校・地域連携カリキュラム」の策定数	-	-	小 84.9% 中 77.8%	各中学校区で1以上	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
⑭	30	地域協育ネットコーディネーター養成講座修了者数（累計）	259人	2017	302人	500人	★★	順調に推移
	31	コミュニティ・スクールを導入し、地域と連携した学校・地域の課題解決に取り組んだ県立高校等の割合	31.5%	2017	62.3%	100%	★★	順調に推移
	32	近隣の小・中・高等学校等のコミュニティ・スクールと連携した取組を実施した総合支援学校数	-	-	6校	12校	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
⑮	33	「やまぐち型家庭教育支援チーム」の設置率	-	-	7%	全中学校区の50%以上	★★	順調に推移 ※スタート時は0.0%
⑯	34	A F P Yアドバイザーの活動回数	363回	2017	437回	1,800回 (2018~2022累計)	★★	順調に推移
	35	山口博物館における「博物館学校地域連携教育支援事業」の利用者数	30,468人	2017	21,106人	150,000人 (2018~2022累計)	★	利用団体数（446団体⇒456団体）は前年を上回ったが、1団体あたりの利用者数が少なかったため
⑰	36	生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」情報登録件数	64,707件	2017	73,742件	75,000件	★★	順調に推移
	37	社会教育主事有資格者養成数(5年平均)	17.8人	2017	19.6人	20人	★★	順調に推移
⑱	38	地域社会における人権教育の指導者養成に係る県教委主催の研修会の受講者数(年間)	304人	2017	292人	320人	★	年度当初から市町教育委員会や県立学校に対して研修会への参加を依頼してきたが、市町主催の研修会や学校行事等と重なり、参加者が思うように伸びなかった。
⑲	39	地域計画等(歴史文化基本構想を含む)の策定件数	-	-	1件	累計3件 (2018~2022)	★★	※現状値が設定されていないため、今年度は★★で仮置き
	40	文化財出前講座の実施校数	累計27校	2013~ 2017	19校 (2018年度)	累計95校 (2018~2022)	★★	順調に推移
⑳	41	学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合(年間)	37.1%	2017	36.3%	維持・向上させる	★	現状値を下回った。事業を実施する学校の規模により、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合が減少
㉑	42	県民のスポーツ実施率(週1回以上)	29.3%	2016	40.5%	65.0%	★★	順調に推移
㉒	43	市町立小・中学校の耐震化率	96.8%	2018 年4月	97.6%	早期に完了させる	★★	順調に推移
㉒	44	市町立幼稚園の耐震化率	86.4%	2018 年4月	93.0%	早期に完了させる	★★	順調に推移
	45	長寿命化(個別施設)計画策定率	10.0%	2018 年4月	10.0%	100%(2020中)	★★	順調に推移
㉓	46	日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合(公立幼稚園・こども園、小・中・高等学校、総合支援学校)	53.3%	2017	58.3%	増加させる	★★★	H30年度は達成
㉔	47	教員一人当たり1か月平均時間外業務時間	小学校 40.8時間 中学校 56.7時間 県立学校43.6時間 (2016年度平均値)		小学校 42.0時間 中学校 55.5時間 県立学校40.6時間	小学校 28.6時間 中学校 39.7時間 県立学校30.5時間 (2019年度平均値)	★ ★★ ★★★	小学校では、新学習指導要領への対応等で現状値から後退したが、その他では改善あり。
㉕	-	<推進指標4、16、17、18を再掲>	-	-	-	-		
㉖	48	近隣等の中(小)学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った小(中)学校の割合(公立小・中学校)	小77.2% 中83.2%	2017	小84.2% 中88.8%	小100% 中100%	★★	順調に推移
㉗	49	中学生が説明会(各高校で開催される体験入学や学校説明会等)に参加するために訪問した高校の数	1.39校	2017	1.39校	増加させる	★★	順調に推移
㉘	50	子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.8%	2017	96.0%	100%	★	現状値をわずかに下回ったものの、引き続き殆どの私立幼稚園で子育て支援を実施している状況
	51	私立学校(幼・中・高)の耐震化率[2階以上又は200㎡以上の非木造施設]	84.5%	2017 年4月	87.70%	95% (2022末)	★★	順調に推移

報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成31年3月公立高等学校等（全日制・定時制）及び特別支援学校卒業生進路状況調査結果について	高: 校・教育課 特別支援教育推進室
2	令和2年度山口県文化財専門員の選考について	社会教育・文化財課

平成31年3月公立高等学校等(全日制・定時制)卒業生 進路状況調査結果について(概要)

※ 公立高等学校及び中等教育学校後期課程についての調査

【概要】

- 「大学等進学者」「専修学校進学者」及び「就職者」の割合に大きな変化はない。
- 「その他」の割合は、全国と比べて低い状態を維持しており、進路決定率は高い。

卒業生数

7,856人 (前年度比255人減少)

大学等進学者

大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校専攻科に進学した者

- 全卒業生のうち「大学等進学者」の割合は44.1%
(前年度より0.9ポイント下降)・・・【第1表】
 - ・ 大学等進学者のうち「国公立大学への進学者」の割合は88.5%
(前年度より0.2ポイント上昇)・・・【第2表】
 - ・ 大学進学者のうち進学者数が最も多い系統は「商学・経済学」で、その割合は19.0%
(前年度より1.7ポイント下降)・・・【第3表】
 - ・ 大学進学者のうち「県内大学への進学者」の割合は27.7%
(前年度より1.2ポイント下降)・・・【第4表】

専修学校等進(入)学者

専修学校の専門課程進学者、一般課程及び各種学校(予備校を含む)入学者

- 全卒業生のうち「専修学校等進(入)学者」の割合は23.1%
(前年度より0.5ポイント下降)・・・【第1表】
 - ・ 専修学校等進(入)学者のうち最も多い区分は「医療」で、その割合は26.1%
(前年度より2.2ポイント下降)・・・【第6表】

就職者

- 全卒業生のうち「就職者」の割合は30.2%
(前年度より1.1ポイント上昇)・・・【第1表】
 - ・ 就職者のうち最も多い「製造・加工従事者」の割合は32.7%
(前年度より1.1ポイント上昇)・・・【第7表】
 - ・ 就職者のうち「工業科」の卒業生の割合が最も多く48.8%
(前年度より1.3ポイント下降)・・・【第8表】

その他

一時的な仕事に就いた者、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者等

- 全卒業生のうち「その他」の割合は2.2%
(前年度より0.6ポイント上昇)・・・【第1表】

平成31年3月県立特別支援学校高等部卒業生 進路状況調査結果について(概要)

卒業生数	260人 (前年度比11人増加)
------	------------------

※専攻科を除く

大学等進学者

- 全卒業生のうち「大学等進学者」の割合は4.2%・・・【第1表】
(前年度より0.2ポイント減少)
 - ・ 「専門学校への進学者」数は1名(前年度より2名減少)・・・【第2表】
 - ・ 「職業能力開発校への進学者」数は10名(前年度より6名増加)・・・【第2表】

就職者

- 全卒業生のうち「就職者」の割合は35.8%・・・【第1表】
(前年度より7.7ポイント増加)
 - ・ 就職決定率(就職希望者に対する就職者の割合)は94.8%と90%台を維持
 - ・ 最も多い「運搬・清掃等従事者」の割合は30.1%・・・【第3表】
 - ・ 「生産工程従事者」の割合は24.7%・・・【第3表】
 - ・ 「サービス職業従事者」の割合は22.6%・・・【第3表】

福祉施設利用者

- 全卒業生のうち「福祉施設利用者」の割合は55.0%・・・【第1表】
(前年度より6.4ポイント減少)
 - ・ 福祉施設利用者のうち「就労系サービス(就労移行支援・就労継続支援B型)」利用者数は75名。前年度から9名減少。福祉施設利用者全体のほぼ半数を占める。・・・【第4表】
 - ・ 福祉施設利用者のうち「生活介護」利用者数は、49名・・・【第4表】

その他

- 全卒業生のうち「在宅者」の割合は5.0%・・・【第1表】
(前年度より1.1ポイント減少)

令和 2 年度山口県文化財専門員の選考採用について

1 職種

文化財専門員

2 採用予定日

令和 2 年 4 月 1 日

3 採用予定人員

1 名

4 職務内容

山口県教育委員会事務局などにおいて、文化財（建造物）に関する業務、その他の行政事務に従事。

- 有形文化財（建造物）の調査、保存・活用
- その他、文化財保護行政に関すること

5 応募資格

昭和 5 0 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のア、イのいずれかに該当する者

ア 大学（短期大学を除く）又は大学院において建築史に関する科目を履修し、建築学に関する専門課程を卒業又は修了した者

（令和 2 年 3 月 3 1 日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）

イ 国、地方公共団体又は大学その他の調査研究機関において、文化財建造物の調査及び報告書作成の経験を有する者（大学等による演習を含む）

6 応募書類の受付期間

令和元年 9 月 1 7 日（火）から令和元年 1 0 月 1 6 日（水）まで

7 選考の期日

- | | | | |
|-------------|---------------------|----|----------------------|
| (1) 第 1 次選考 | 令和元年 1 0 月下旬 | …… | 書類選考 |
| (2) 第 2 次選考 | 令和元年 1 1 月 2 4 日（日） | …… | 面接試験、適性検査
会場：山口県庁 |
| (3) 合格者発表 | 令和元年 1 2 月下旬 | | |

